

# 事業報告書

(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)

## 1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 文 生

①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )

②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他

③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿屋市西原1丁目12番19号

(3) 設立認可年月日 平成元年 8月31日

(4) 設立登記年月日 平成元年 9月 5日

## 2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

| 種類  | 施設の名称   | 開設場所               | 許可病床数 |
|-----|---------|--------------------|-------|
| 診療所 | 中原歯科診療所 | 鹿児島県鹿屋市西原1丁目12番19号 |       |

(2) 付帯業務(なし)

(3) 収益業務 (なし)

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和3年 5月12日 令和2年度決算の決定

令和3年 5月12日 令和3年度の事業計画及び収支予算の決定

令和3年 5月12日 令和3年度の借入金額の最高限度額の決定

令和3年 5月12日 理事、監事の選任、承認

法人名 医療法人 文 生

所在地 鹿児島県鹿屋市西原1丁目12番19号

## 財 産 目 録

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

|            |          |
|------------|----------|
| 1. 資 産 額   | 64,258千円 |
| 2. 負 債 額   | 32,027千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 32,230千円 |

(内 訳)

(単位:千円)

| 区 分             | 金 額    |
|-----------------|--------|
| A 流 動 資 産       | 33,327 |
| B 固 定 資 産       | 30,930 |
| C 資 産 合 計 (A+B) | 64,258 |
| D 負 債 合 計       | 32,027 |
| E 純 資 産 (C-D)   | 32,230 |

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人 文生  
 所在地 鹿児島県鹿屋市西原1-12-19

|           |  |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|--|
| ※医療法人整理番号 |  |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|--|

貸 借 対 照 表  
 (令和 4年 3月 31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |        | 負 債 の 部            |        |
|---------------|--------|--------------------|--------|
| 科 目           | 金 額    | 科 目                | 金 額    |
| I 流 動 資 産     | 33,327 | I 流 動 負 債          | 6,687  |
| II 固 定 資 産    | 30,930 | II 固 定 負 債         | 25,340 |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 20,417 | 負 債 合 計            | 32,027 |
| 2 無 形 固 定 資 産 | 0      | 純 資 産 の 部          |        |
| 3 そ の 他 の 資 産 | 10,512 | 科 目                | 金 額    |
|               |        | I 資 本 金            | 5,000  |
|               |        | II 資 本 剰 余 金       | 0      |
|               |        | III 利 益 剰 余 金      | 27,230 |
|               |        | IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 0      |
|               |        | 純 資 産 合 計          | 32,230 |
| 資 産 合 計       | 64,258 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計    | 64,258 |

様式 4 - 2

法人名 医療法人 文生  
 所在地 鹿児島県鹿屋市西原1-12-19

※医療法人整理番号 

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

損 益 計 算 書  
 (自 令和3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額    |
|------------|--------|
| I 事業損益     |        |
| A 本来業務事業損益 |        |
| 1 事業収益     | 72,029 |
| 2 事業費用     | 72,141 |
| 本来業務事業損失   | 111    |
| B 附帯業務事業損益 |        |
| 1 事業収益     | 0      |
| 2 事業費用     | 0      |
| 附帯業務事業利益   | 0      |
| 事業損失       | 111    |
| II 事業外収益   | 1,952  |
| III 事業外費用  | 307    |
| 経常利益       | 1,532  |
| IV 特別利益    | 679    |
| V 特別損失     | 0      |
| 税引前当期純利益   | 2,212  |
| 法人税等       | 476    |
| 当期純利益      | 1,735  |

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

※医療法人整理番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

法人名 医療法人 文生  
所在地 鹿児島県鹿屋市西原1丁目12番19号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

| 種類 | 名称 | 所在地 | 総資産額<br>(千円) | 事業の内容 | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----|----|-----|--------------|-------|---------------|-------|--------------|----|--------------|
|    |    |     |              |       |               |       |              |    |              |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

| 種類 | 氏名 | 職業 | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容           | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----|----|----|---------------|-----------------|--------------|----|--------------|
| 役員 |    |    | 不動産の賃借        | 賃借料の支払<br>(注) 1 | 600          | -  | -            |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、固定資産の課税標準額を参考に決定している。

## 監事監査報告書

医療法人 文 生  
理事長 中 原 康 文 殿

私は、医療法人 文生の令和3会計年度（令和 3年 4月 1日 から 令和4年 3月 31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 5月 10日

医療法人 文 生

監事 井 上 陽 一